

平成 29 年度 第 2 回

**小型ボイラー取扱特別教育のご案内**

一般社団法人 日本ボイラ協会愛知支部

小型ボイラーの取扱いには、労働安全衛生法第 59 条第 3 項（安全衛生規則第 36 条）により、小型ボイラー取扱特別教育を修了することが必要です。

記

- 1、受講のための資格      なし
- 2、講習期日・会場

	会 場	開催日時
学 科	日本クレーン協会半田教習センター	平成 30 年 3 月 1 日（木） 8:50～17:00
実 技	同            上（ボイラー室）	"      3 月 2 日（金） 13:00～17:00

☆会場住所：〒475-0862 半田市住吉町 3 丁目 1 5 5    ☎0569-32-2600

- 3、定 員      20 名      （但し、10 名未満の場合は中止することがあります。）
  - 4、受講料      会 員    12,900 円      （テキスト代・消費税含む）  
                  非会員    14,900 円      （      同上                      ）
- 「振込み先」三菱東京UFJ銀行 大津町支店 普通 3927394  
                  （一社）日本ボイラ協会愛知支部

- 5、講習科目と所要時間
- 【学科】ボイラーの構造に関する知識・・・・・・・・・・ 2 時間  
          ボイラーの附属品に関する知識・・・・・・ 2 時間  
          燃料及び燃焼に関する知識・・・・・・・・・・ 2 時間  
          関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 時間
- 【実技】小型ボイラーの運転・保守・点検・・・・・・ 4 時間

- 6、申込み方法      受講申込書提出前にあらかじめ電話予約をお願いします。
- 7、修了証交付      所定の講習終了後に交付します。
- 8、その他            受講者を変更される場合は講習前日までにご連絡下さい。  
                          納入済みの受講料は平成 30 年 2 月 21 日までに取消しの手続きがない場合には返金出来ません。